

○能勢町都市計画審議会条例

平成12年3月31日条例第32号

改正

平成15年3月31日条例第1号

平成21年3月26日条例第1号

能勢町都市計画審議会条例

能勢町都市計画審議会条例（平成元年条例第25号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、能勢町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 6人以内
 - (2) 町議会議員 5人以内
 - (3) 関係行政機関の職員 1人以内
 - (4) 町の住民 3人以内
- 2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員及び専門委員）

第3条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬及び費用弁償）

第6条 委員及び専門委員の報酬並びに費用弁償の支給に関しては、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第237号）の定めるところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、地域整備課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日条例第1号）

（施行期日）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

能勢町都市計画審議会公開要領

(目的)

第1条 この要領は、能勢町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

(審議会の公開)

第2条 審議会の公開は、能勢町情報公開条例（平成12年条例第15号）に準ずるものとし、同条例第7条各号のいずれかに該当する事項を審議する場合を除き、原則として傍聴を認めるものとする。

2 前項にかかわらず、審議会を公開することにより、公正で円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合は、非公開とすることができる。

(非公開の決定)

第3条 前条により審議会を非公開とする場合の決定は、審議会会長（以下「会長」という）が決定する。

2 同一審議会において非公開とする事項とその他の事項とを審議するときは、非公開とする事項を審議した後、公開するものとする。

3 会長は、審議中にその内容が前条各項のいずれかに該当し、非公開とすることが適当と認めるときには、審議会に諮り非公開とすることができる。

(公開の方法)

第4条 審議会の公開は、会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）に対し、次のとおり行うものとする。

(1)傍聴を認める定員は10名とする。

(2)傍聴希望者は、審議会当日、会議の開催予定時刻までに、受付で傍聴申込書に住所及び氏名を記入し、会長の許可を得た上で会場に入場するものとする。

(3)前項の許可を受けたものであっても、第6条の遵守事項を遵守しないことが明らかな場合は、会場への入場について制限を行うことができる。

(4)前項の傍聴申込書の受付は、会議開始30分前から開始まで先着順で行い、定員になり次第終了する。

(5)第2項の許可を得た者（以下「傍聴者」という。）に配布する会議資料は、原則として委員に配布するものと同じものとする。ただし、第2条第1項に該当する情報が記載されているもの、その他法令集等、大量に準備できないことが相当と認められるもの等については、この限りでない。

(報道機関の特例)

第5条 会場には、必要に応じて記者席を設けるものとする。

2 報道機関から取材等の申し入れがあった場合は、審議会開始前までに限り会場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。

3 審議会開始後については、写真撮影、録画及び録音は認めないものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、会場においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) はちまき、たすき、ゼッケン、ヘルメット、危険物、ビラ、プラカード、旗など他者に対しての意思の表示を目的とする物を持ち込まないこと
- (2) 酒酔い状態での傍聴は行わないこと
- (3) 会場内において飲食、喫煙は行わないこと
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどの通信機器は、電源を切り使用しないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない
- (6) 会議開催中は、静穏に傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(会議の秩序維持)

第7条 傍聴者は、会議においては、会長の指示に従わなければならない。

- 2 傍聴者が前条又は前項の規定に違反したときは、会長はこれを注意し、又は退場を命ずることができる。

(審議会開催の周知)

第8条 審議会を開催するにあたっては、開催日の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を能勢町役場の掲示板に掲示するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 審議会の開催日時
- (2) 審議会の開催場所
- (3) 審議会の議題
- (4) 審議会の公開の是非
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他会長が必要と認める事項

- 2 前項の規定のほか、報道機関への情報提供又はその他の広報手段により、審議会の開催の周知に努めるものとする。

(情報の提供)

第9条 公開により開催した審議会の議事録は、速やかに能勢町役場その他町長が必要と認める場所において閲覧に供するものとする。

- 2 審議会を非公開とした場合は、公開可能な事項について、前項に準じ情報の提供を行うものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。